

別紙4 データ駆動型土づくり推進事業

第1 事業の実施方針

適切な土壌管理に不可欠な土壌診断を実施していない農業者が半数以上存在する等、農地土壌の劣化が農業生産の持続性の維持向上にとって喫緊の課題となっていることを踏まえ、科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備する。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 土壌診断データベースの構築

ア 収量向上等に向けた土壌診断を通じた土づくりの取組拡大を図るとともに、当該診断の結果を用いた簡便な処方箋サービスの創出に向け、以下の取組を行う。

(ア) 生産者等のほ場における土壌診断の実施

(イ) (ア)の結果に基づく生産者に対する土づくりの指導

(ウ) (イ)の指導結果に基づき生産者が行った土づくり後の土壌診断の実施(以下「改善効果の確認」という。)

(エ) (ア)から(ウ)までの取組とともに実施する生産者等への土づくり基礎知識の向上に必要な研修

(オ) (ア)及び(ウ)により取得した土壌診断結果等のデータベース(以下「土壌診断データベース」という。)の構築と土壌診断データベースの利用に向けた検討

イ ア(オ)の土壌診断データベースのデータ項目は、以下のとおりとする。

(ア) 地理情報及び地目や作物名等の営農情報

(イ) 土づくり・施肥の状況

(ウ) 土壌の種類、土性等の物理性及びpH、電気伝導率等の化学性に係る項目の土壌診断結果(判定結果を含む。)並びに改善効果の確認結果

(エ) 土壌診断結果を踏まえた土づくりの内容

(2) 土づくりイノベーションの実装加速化

ア 規模拡大や農業生産現場でのスマート化に対応した土壌評価手法及び土壌診断の高度化に向けた土壌の生物性評価手法の農業生産現場への実装の推進に向け、(1)の取組において土壌診断を実施するほ場を複数含む地区において、以下の取組を行う。

(ア) 簡便かつ広域的な土壌評価手法の実装

ドローン等を用いた土壌のセンシングデータ等を用いた土壌の化学性データの解析による地力の評価

(イ) 土壌の生物性評価手法の実装

土壌の微生物の種別分析、微生物叢の解析、総微生物量の分析又は土壌微生物の多様性・活性値等の機能解析による地力の評価

イ アで実施した地力の評価結果と(1)で実施された土壌診断結果との比較検証、生産現場に適用した際の経済性等の評価

2 事業実施期間

事業実施期間は、令和5年3月31日までとする。

3 事業実施主体

(1) 土壌診断データベースの構築

本取組の実施主体は全国を区域とする協議会とし、以下の要件を満たす者とする。

- ア 地方公共団体、民間企業及び民間団体を構成員とする協議会であること
- イ 代表者及び意思決定の方法など組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- ウ 農業生産現場における土壌診断の実施及び土壌診断に基づく土づくりに係る指導能力及び指導体制を有していること
- エ データベースシステムの設計及び改修並びにデータベースの維持管理を実施する能力を有していること
- オ 土壌診断結果に係るデータの共有・利用に係る規約が定められており、農業分野におけるデータ契約ガイドライン(平成30年12月策定)に準拠していること

(2) 土づくりイノベーションの実装加速化

本取組の実施主体は、以下の要件を満たす者とする。

- ア 民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、大学法人又は研究開発法人
- イ ドローン及び設置型センサーを用いた土壌の物理性及び化学性の評価技術又は土壌微生物等の評価技術を有すること。また、これらの技術の生産現場での適用実績を有すること。
- ウ 取得した土壌に関するデータの共有・利用に係る規約が定められており、農業分野におけるデータ契約ガイドライン(平成30年12月策定)に準拠していること。

4 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるものに限る。

費目	細目	内容	注意点
1. 直接経費			
事業費	備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品等の購入並びにこれらの据え付け等に必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積り（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）を徴収すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に管理させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために必要な試薬、分析キット等の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な、土壌の理化学性分析器、貫入式土壌硬度測定器、カメラ搭載型ドローン、設置型センサー等試験機器、画像解析ソフトウェア、事務機器及びほ場借り上げ代の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積り（該当する機器等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）を徴収すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管

			<p>理者の注意義務をもって当該機器等を管理する体制が整っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該機器等を別の者に管理させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。 ・カメラ搭載型ドローン、設置型センサー及び画像解析ソフトウェアについては単年度の契約に限る。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な、土壌診断データベースを保管するためのサーバー利用料、郵便代及び機材の運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等 	
	保険料	事業を実施するために直接必要な、生産現場におけるドローンを操作する者に対する保険料	
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術的指導を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う土壌診断、機器の設置、データの収集、打合せ、成果検討等の実施に必要な経費	

	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、指導、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費	賃金等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
	給与	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	<ul style="list-style-type: none"> ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
	報酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。

	職員手当等	<p>会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
	費用弁償	<p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、とりまとめ等）をほかの者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものの委託は認めない。 ・民間事業者内部で委託する場合は、利潤を除外した実費弁償の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、試験等業務の役務発注に係る経費</p>	
雑役務費	手数料	<p>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	
	印紙代	<p>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費</p>	

2. 一般管理費		事業を実施するために必要であるが、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な光熱水料、燃料費、電話回線等の経費	・直接経費の15%以内とする
----------	--	--	----------------

(1) 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

(2) 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品及び物品等の購入及びリース・レンタルの場合には認めないものとする。

(3) リースに要する費用に対する助成金額は、次の算式①によるものとする。
ただし、当該リース物件の期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数未済とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未済とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）

×（リース期間／法定耐用年数）

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）

－残存価格（税抜き））

この場合において、リース期間は設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未済を切り捨てて千円単位とする。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、別添1により事業実施計画を作成するとともに、農産局長に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施計画は、別に定める公募要領に基づき提出された事業実施計画をもってこれに代えることができる。

2 事業の承認

- (1) 農産局長は、事業実施計画の承認を行った場合には、当該事業実施主体に対し、別添2により承認した旨を通知するものとする。
- (2) 本事業の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、その手続は(1)に準じて行うものとする。

ア 補助事業者の変更

イ 事業の新設又は廃止

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増

エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減

オ 成果目標の変更

3 成果目標の設定

- (1) 成果目標は、以下の項目について設定するものとする。
 - ア 土壌診断データベースの構築については、土壌分析点数とする。
ただし、土壌分析点数は1,000点以上とする。
 - イ 土づくりイノベーションの実装加速化のうち、広域的かつ簡便な土壌評価手法の実装については実装を行う地区数、土壌の生物性評価手法の実装については解析点数とする。
ただし、広域的かつ簡便な土壌評価手法の実装については、1地区以上、土壌の生物性評価手法の実装については、100点以上とする。
- (2) 成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

4 管理運営

農産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第4 事業の評価

- 1 事業実施主体は、自己評価を行い、別添3により成果報告書を作成し、事業完了年度の翌年度7月末日までに、農産局長に報告するものとする。
- 2 1の事業評価が適正になされていないと判断される場合には、農産局長は、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 1の事業評価の報告を受けた場合には、提出を受けた事業評価報告書の内容について、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会を開催し、別添4より評価結果を取りまとめるものとする。
- 4 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合には、農産局長は、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、必要に応じて、指導を行ってから1月以内に目標達成に向けた改善計画を別添5により提出させるものとする。
- 5 農産局長は、4の改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体から再度、別添4の事業評価報告書を提出させるものとする。

第5 その他

1 事業収支状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が生じた場合には、補助事業の実施期間中の各事業年度終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別添6により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に農産局長に提出するものとする。

2 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。

ア 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

(ア) 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

(イ) 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

(ウ) 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

イ 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された改良費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

(ア) 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

(イ) 式中の「補助事業に関連して支出された改良費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の改良費の合計額をいう。

(2) 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降の5年間とする。

(3) 収益納付の期限は、農林水産大臣が納付を命じた日から20日以内とする。

3 不正行為等に対する措置

農産局長は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 データの利用と共有

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出される。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもありえる。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省策定)。以下「農業 AI・データ契約ガイドライン」という。※)を策定している。農業 AI・データ

契約ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（令和元年 12 月 経済産業省）と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示している。

このため、本事業の事業実施主体は以下のとおりデータの取扱等に留意することとする。

① 土壌診断データベースの構築

協議会は、別添 7 チェックリストにより農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠したデータの共有利用等に関する規約を定め、本事業で実施する活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと（データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業 AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること）が必要であり、その内容は公募の際の審査の対象となる。また、チェックリストについては、評価報告の際にも提出いただくこととする。

② 土づくりイノベーションの実装加速化

民間事業者等は、調査対象ほ場の生産者に対し了承を得た上で、データを取得することとする。また、事業終了後の実績報告の際に、農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠して実施したことを別添 7 チェックリストに記入の上、関係資料と併せて提出しなければならない。

5 土壌診断データベースの活用

第 2 の 1 の（1）の土壌診断データベースの構築により得られたデータは、土づくり専門家、土づくり指導者、農業者等が幅広く活用できるよう、農業データ連携基盤へ実装するものとする。